定 款

クリアル株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、クリアル株式会社と称し、英文ではCREAL Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 企業、個人の投資、融資及び資産運用に関する支援業務
 - 2. 投資助言・代理業及び投資運用業
 - 3. 投資顧問業
 - 4. 不動産信託受益権の取得、保有及び処分
 - 5. 不動産の所有、貸借並びに管理
 - 6. 不動産の売買並びにその仲介、コンサルティング及び鑑定
 - 7. 不動產開発業務
 - 8. 各種コンサルティング業務
 - 9. 海外投資・進出企業への支援サービス
 - 10. 企業・個人に対する経営等のコンサルティング業務
 - 11. 決算書類作成、記帳指導、記帳代行、計算受託業務
 - 12. インターネットを経由した各種サービスの提供
 - 13. 旅館、ホテル、オフィス、介護施設等の管理運営及びコンサルティング業務
 - 14. ゴルフ場、テニス場、スポーツ施設の経営及びコンサルティング業務
 - 15. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、保守、点検及びこれらに関するコンサルティング業務
 - 16. 物品の販売及び販売支援
 - 17. 第一種金融商品取引業
 - 18. 第二種金融商品取引業
 - 19. 労働者派遣事業
 - 20. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
 - 21. 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - 22. クラウドファンディング事業
 - 23. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都台東区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査役
 - 3. 監査役会
 - 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は15,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。
 - 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社において は取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある ときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供制度)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記 載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行 う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長各若 干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議 長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときには、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である ものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額と する。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第28条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の 員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが できる。
 - 4 補欠監査役の選任決議の定足数等は、本条第2項の規定を準用する。

(任期)

- 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、第28条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第30条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査 役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
 - 3 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

1 現行定款第15条の削除及び変更案第14条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令

和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。